

菰野町地域まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 住民は、自らの創意工夫により、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを推進するため、地域の住民で構成する地域まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域 町内において、歴史的、文化的又は地理的につながりを持つ一定のまとまりをもった区域で、道路、鉄道、河川その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより区分された区域をいう

(2) 住民 町内に住所を有する者、町内で事業を営む者及び町内の土地又は建物を所有し、又はその権利を有する者をいう

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

(1) 地域の土地利用のあり方に関する事項

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号。)第18条の2の規定に基づき定める菰野町の都市計画に関する基本的な方針(以下「菰野町都市マスタープラン」という。)に関する事項

(協議会の認定)

第4条 町長は、協議会の設立にあたっては、その目的が地域のまちづくりに資するものであり、次の各号に掲げる要件すべて満たすものを協議会として認定するものとし、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供、その他必要な支援を行なうものとする。

(1) 地域まちづくり協議会の区域が定まっていること

(2) 代表者及び運営に必要な事項が、会則、規約等で定まっていること

(3) 構成員が当該地域の住民で構成され、おおむね当該地域の全体から参加していること

(4) 当該地域の住民の自発的参加が保障されていること

(5) 対象とする地域が既に認定された地域まちづくり協議会の対象地域と重複していないこと

2 認定を受けようとする団体は、地域まちづくり協議会認定申請書（別記様式）を町長に申請しなければならない。

3 町長は、協議会が第1項各号の要件を満たさないと認めるとき又は協議会の活動が地域のまちづくりに資するものでないと認めるときは、当該協議会の認定を取り消すことができる。

（地域まちづくり計画の提案）

第5条 協議会は、第3条で定める事項について協議したもの（以下「地域まちづくり計画」という。）を町長へ提案することができる。この場合において、あらかじめ当該地域の住民を対象とする説明会の開催など、十分に当該地域の住民の意見を反映させたものでなければならない。

2 協議会は、地域まちづくり計画を策定したときは、関係する区等での回覧等必要な手段を用いて当該地域を含めた周辺住民に公表しなければならない。

（地域まちづくり計画の検討）

第6条 町長は、前条の規定による提案が行われたときは、計画が各種法令及び菰野町基本構想並びに菰野町都市マスタープランに即し、かつ、地域のまちづくりに資するものであるかどうかを判断し、地域のまちづくりに資するものであると認めるときは、町の施策に反映させるよう努めなければならない。

（事務）

第7条 協議会の事務は、都市整備課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。